

OECMの概要と農村地域における自然共生サイトの事例 Overview of OECM and Nature-Harmony Site cases of rural areas

蒲地 紀幸* ○塩川 雄平*
KAMACHI Noriyuki* SHIOKAWA Yuhei

1. はじめに 2022年12月に生物多様性条約COP15で「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までのミッションとして「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させるために緊急の行動をとる」ことが規定された。これは「ネイチャーポジティブ」と呼ばれ、30by30（2030年までに陸・海の30%以上を保全する）目標とともに注目を集め、その実現に向けた動きが昨年から加速している。

2023年3月に我が国は新たな世界目標を踏まえた生物多様性国家戦略を閣議決定した。本戦略では、2030年までにネイチャーポジティブの実現を目指し、「健全な生態系の確保」という基本戦略のもと、国立公園等の保護地域の拡充とともに、保護地域以外で生物多様性の保全に貢献する地域であるOECM（Other Effective area-based Conservation Measures）の設定を進めることとしている。

このネイチャーポジティブの実現のためには、行政だけでなく、企業やNPOなどの民間の取組が重要である。環境省では、令和5年度から、民間の取組等により生物多様性が保全されているエリアを「自然共生サイト」として認定する仕組みを正式に開始した。このうち保護地域との重複を除いた地域をOECMとして登録することとしており、民間の取組が直接国際的な目的である30by30に貢献できるようになった（図-1、図-2参照）。

この民間の活動をさらに促進するため、中央環境審議会で制度化のための検討が行われ、2024年1月に答申をいただいた。答申においては、自然共生サイトのような生物多様性豊かな場所での活動に加えて、生態系の回復及び創出に係る活動も認定の対象とすることとされた。また、活動の継続性・安定性担保のための協定制度の用意や保全状況・環境価値の評価、人的・資金的支援の強化などの提言が盛り込まれている。

2. 農村地域における自然共生サイト事例 企業の森、里地里山、都市内の緑地など企業など民間が管理する場所が多く想定され、これらは生物多様性の保全が主目的でない一方、生物多様性の長期的な域内保全に資するものである。このようなOECMの議論をきっかけに、民間の取組区域を認定する「自然共生サイト」制度を創出したので、農村地域の事例を紹介する。

日本におけるOECMの考え方



※四角の大きさは割合を表さない

図-1 日本における OECM の考え方

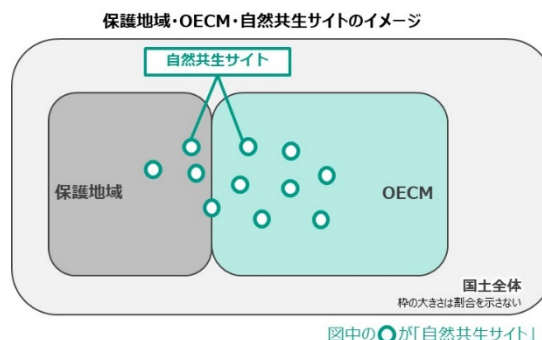


図-2 保護地域・OECM・自然共生サイトのイメージ

*環境省, Ministry of the Environment

30by30, 自然共生サイト, 生物多様性

- ① コウノトリ育む祥雲寺水田とビオトープ [農事組合法人コウノトリの郷営農組合・兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科・兵庫県立コウノトリの郷公園] (写真-1 参照)

兵庫県豊岡市においてコウノトリの保全管理及び普及啓発を行っている 8.0ha のサイトである。兵庫県立大学および兵庫県は、サイト内に生息するコウノトリについて、野外放鳥を開始した 2005 年から、保全管理のためのモニタリング調査を続けている。また、コウノトリの餌となる水生生物のモニタリング調査や採餌環境の整備を、コウノトリの郷公園内に同大学院地域資源マネジメント研究科が開設された 2014 年から続けている。



写真-1 コウノトリ育む祥雲寺水田とビオトープ近景

コウノトリの郷営農組合は、1999 年の兵庫県立コウノトリの郷公園の開園に先立ち、地区住民が「祥雲寺を考える会」を 1996 年に立ち上げ、2002 年に地区の全戸加入で「コウノトリの郷営農組合」を結成した。環境に配慮した新たな農業づくりのため、減農薬栽培からスタートし、兵庫県豊岡農業改良普及センターの協力により、2003 年から無農薬・無化学肥料栽培に取り組んでいる。

コウノトリのほか、メダカ類、ドジョウ類、ゲンゴロウ類、カエル類などが生息することを確認している。

- ② シャトー・メルシャン 梔子ヴィンヤード [キリンホールディングス株式会社] (写真-2 参照)

長野県上田市において、「日本を世界の銘醸地に」というビジョンを掲げ、世界で通用する品質のワインを安定的に産出するために高品質なブドウを持続的に確保すべく自社管理畑でブドウ生産を行う、30ha のサイトである。



写真-2 シャトー・メルシャン 梔子ヴィンヤード近景

遊休農地を当社のブドウ畑に転換することで、人の手が入り、適切に管理されている。この管理を通じて、在来種や希少な草原生態系を回復し、豊かな生態系が形成されている。この生態系の回復について、農研機構と共同でモニタリングを実施しているところである。

環境省のレッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種を含む昆虫類 168 種、植物 288 種を確認している。また、鳥類もヴィンヤード内で 7 種 55 個体を確認している。

3. おわりに 自然共生サイトの認定に当たり、動植物の調査結果が求められるため対応は必要となるが、水田をはじめとした農業に取り組んでいる農村地域は、生物多様性の価値を有する可能性が高く、有望なサイトである。

これらの取組が広がることにより、農業が生物多様性の保全に寄与していることが周知され、より良い農業に繋がるよう祈念するところである。